

神戸市中央卸売市場運営本部
東部市場施設管理業務委託

落札者決定基準

神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部

東部市場

1. はじめに

本落札者決定基準は、「神戸市中央卸売市場運営本部東部市場施設管理業務委託」に係る落札者の決定基準を定めるものである。

2. 審査機関等

(1) 審査機関

本業務に係る審査及び評価については、総合評価委員会において実施する。

(2) 審査内容

評価委員会は、「神戸市中央卸売市場運営本部東部市場施設管理業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）にて求める要件を満たしているかの審査及び「3. 落札者の決定方法」に基づき付与する点数の審査等を行う。

3. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、「4. 提案書の評価方法」に定める評価方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、次の順位で落札者を決定する。

① 価格点の最も高い者

② 評価項目における「業務品質確保の取り組み」、「業務体制」、「業務従事者」の3項目の合計点の最も高い者

③ 総合評価委員会審議

(2) 技術点及び価格点の配分は下表のとおりとする。

評価要素		配点	合計得点 (上限)
A 技術点	提案書(記述式回答方式)	70%	70点
B 価格点	入札価格	30%	30点
C 総合評価点	A+B		100点

ア 総合評価点は100点満点とし、その得点配分は技術点を70点、価格点を30点とする。

イ 技術点は、記述式回答方式の得点の合計点とする。

ウ 価格点は、業務費の総額に対する得点とする。

(3) 「提案書」(様式2)の作成方法は、提出書類作成要領を参照すること。

4. 提案書の評価方法

(1) 提案書は、要求仕様に対する具体的な実現方法等を記述にて回答する記述式回答方式とする。

(2) 提案書の評価は、提出された内容に対して、評価項目及び判定基準(別紙参照)(以下、

「評価基準」という。)に基づき評価を行う。

- (3) 提出された「提案書」(様式2)については、評価基準に定める各評価項目についての回答内容が十分満足できるものであり、かつ、実現可能性が高いものであるか等について書類審査により評価する。
- (4) 技術点の評価方法は、各委員の採点結果を合算し平均する方法とする。

5. 価格の評価方法

- (1) 評価点は 30 点満点とする。
- (2) 入札価格の評価点

評価点は、以下により算出した値とする。

入札価格の価格点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 30$ 点 (価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。)

5. 失格要件

- (1) 入札価格が予定価格を超える者
- (2) 神戸市中央卸売市場運営本部東部市場施設管理業務委託仕様書に指定された項目を満たしていない提案をした者
- (3) 技術点の合計点が 21 点未満の者

以上